

育児休業中の方、求職活動中の方、就労時間が月64時間未満の方へのお知らせ

現在、育児休業中の方、求職活動中の方、就労時間が月64時間未満の方は、入所に際し、下記のことについて注意してください。

① 育児休業からの復職や、就労内定として入所申込をされた方

入所後1カ月以内（最長でも翌月1日）には復職又は就労を開始することが必要です。

※育児休業中の方で、就労先に申請している育児休業期間が、入所月以降までである場合であっても、育児休業を短縮し、復職していただく必要があります。

また、育児休業から復職した場合や、内定先にて就労を開始した場合は、復職又は就労開始後の就労状況についての届出が必要となります。

復職又は就労を開始してから、就労先に就労証明書又は入所理由証明書（いずれも本市HPに掲載）の記載を依頼し、復職又は就労開始後1か月以内に就労証明書又は入所理由証明書を保育幼稚園グループまでご提出ください。

復職又は就労を開始されない場合や、復職又は就労開始に係る届出がない場合は、家庭での保育が可能と判断し、原則として、入所の取消又は退所となりますのでご注意ください。

② 求職活動中の方又は就労時間が月64時間未満の方

就労を事由として保育施設の利用を希望される場合は、月64時間以上（休憩時間を含み、通勤時間は含まない）就労することが要件となります。

また、就労時間が月64時間に満たない場合においては、保育が必要な事由を「求職活動」として認定されることとなります。

求職活動として認定された場合の認定の有効期間は入所後3か月となり、原則、入所後1か月以内（最長で3か月以内）に就労を開始する、又は就労時間を増やす必要があります。

就労を開始する、又は就労時間を増やす等されましたら、教育・保育給付認定変更申請書及び就労証明書又は入所理由証明書（いずれも本市HPに掲載）を保育幼稚園グループへ提出してください。

- 認定の有効期間内に就労の開始等に伴う教育・保育給付認定の変更申請がない場合は、原則として、有効期間が満了する日をもって退所となります。
- 月64時間以上の就労がかなわなかった場合や、積極的に求職活動を行ったにもかかわらず就労できなかった場合において、入所の継続を希望されるときは、下記までご相談ください。その状況を証明する書類や求職活動状況（面接回数等）が分かる書類等の提出していただき、必要な調査のうえ、保育の必要性が確認できれば、有効期間を延長する場合があります。

【問い合わせ先】

大東市 福祉・子ども部
こども家庭室 保育幼稚園グループ
TEL 072-870-0474